社会福祉法人三宅町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人三宅町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第１０条及び第２５条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

（３）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

（費用）

第４条　役員及び評議員に支払う旅費は、法人旅費規程に定めた額とする。

２　役員及び評議員が職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公表）

第５条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、令和元年６月２７日（評議員会の議決日）から施行し、平成３１年４月１日から適用する。